

議案第 24 号

澁川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 2 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 澁川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 18 年澁川市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「（次条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者であつて、医療を受けようとするときに社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下これらを「減額認定証」という。）を提示しなかったものにあつては、第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げる額の合計額）」を削り、同項第 3 号中「（次条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者であつて、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額）」を削り、同号ウを削り、同項第 4 号中「（次条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者であつて、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額）」を削り、同号ウを削り、同条第 4 項中「並びに柔道整復師法」を「、柔道整復師法」に改め、「規定する柔道整復師」の次に「並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 1 条に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」を加え、同条に次の 2 項を加える。

5 この条例において「減額認定証」とは、社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。

6 この条例において「電子的確認」とは、医療機関等が保険者に対し、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報

通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することをいう。

第3条第1項第3号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「第50条、第55条又は第55条の2」を加え、「医療給付を受ける者で」を「群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって」に、「及び」を「又は」に改め、「もの」の次に「（第5号又は第6号に該当する者を除く。）」を加え、同条第2項第1号中「者」の次に「。ただし、その保護を停止されている者を除く。」を加える。

第6条中「被保険者証、組合員証又は加入者証」を「社会保険関係各法の規定に基づく電子資格確認又は被保険者証等の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受ける」に改め、同条ただし書中「入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額の助成を受けるには」を「次条第3項第1号及び第2号の金額について福祉医療費の支給を受けようとする場合には」に改め、「ならない」の次に「（医療を受けようとするときに食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。）」を加える。

第7条ただし書及び各号を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる法令又は制度等により一部負担金の一部について給付されるときは、その給付される額の限度において、福祉医療費を支給しない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援医療費の支給
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による更生医療の給付
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による療育の給付、同法による小児慢性特定疾病医療費の支給
- (4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第

123号)による医療の給付

(6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による医療の給付

(7) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給

(8) その他の法令又は制度等による一部負担金に関する額の支給

(9) 社会保険関係各法に規定する高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに付加給付

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号又は第3号に該当する受給資格者が医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったとき(医療を受けようとするときに食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。)は、次に掲げる金額は支給しない。

(1) 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額

(2) 保険外併用療養費及び療養費の支給に当たり算定される費用の額のうち入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

第9条第1項中「福祉医療が」を「福祉医療費の支給が」に、「場合で」を「場合であっても」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合の福祉医療費の支給対象額は、第7条のとおりとする。

第11条中「第7条ただし書」を「第7条第2項及び第3項」に、「控除するものとされた」を「支給しない」に改める。

第2条 渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア中「第207号」の次に「。以下「令」という。」を加え、同条第2項に次の2号を加える。

(3) 前項第2号又は第3号に該当する者(以下「重度心身障害者等」という。)のうち、前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が令第7条に規定する額を超えるもの

(4) 重度心身障害者等の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）の前年の所得が令第2条第2項に規定する額以上であるときの当該重度心身障害者等。ただし、当該扶養義務者等は、当該重度心身障害者等と同一の世帯に属する者に限る。

第3条に次の2項を加える。

- 3 前項第3号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第12条第4項において読み替えて準用する令第5条の規定（総所得金額に係る部分を除く。）の例による。
- 4 第2項第4号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第5条の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

理 由

健康保険法等及び群馬県福祉医療費補助金交付要綱の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

澁川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第1条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第2条 (略) 2 (略) 3 この条例において「一部負担金」とは、社会保険関係各法に定める次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り上げた額）の合計額_____をいう。 _____をいう。 (1)・(2) (略) (3) 保険外併用療養費の支給に当たり算定された費用の額からア及びイに掲げる額_____を控除した額 ア 当該保険外併用療養費 イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額 (4) 療養費の支給に当たり算定された費用の額からア及びイに掲げる額_____を控除した額 ア 当該療養費 イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額 (5) (略) 4 この条例において「医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、柔道整復師法_____(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、</p>	<p>(定義) 第2条 (略) 2 (略) 3 この条例において「一部負担金」とは、社会保険関係各法に定める次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り上げた額）の合計額（次条第1項第2号又は第3号に該当する者であって、医療を受けようとするときに社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下これらを「減額認定証」という。）を提示しなかったものにあつては、第1号及び第3号から第5号までに掲げる額の合計額）をいう。 (1)・(2) (略) (3) 保険外併用療養費の支給に当たり算定された費用の額からア及びイに掲げる額（次条第1項第2号又は第3号に該当する者であつて、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額）を控除した額 ア 当該保険外併用療養費 イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額 ウ 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額 (4) 療養費の支給に当たり算定された費用の額からア及びイに掲げる額（次条第1項第2号又は第3号に該当する者であつて、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額）を控除した額 ア 当該療養費 イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額 ウ 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額 (5) (略) 4 この条例において「医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師_____</p>

きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師をいう。

5 この条例において「減額認定証」とは、社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。

6 この条例において「電子的確認」とは、医療機関等が保険者に対し、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することをいう。

（支給対象者）

第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、渋川市に住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって当該規定の適用を受ける前に渋川市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。

（1）・（2）（略）

（3） 高齢者の医療の確保に関する法律第50条、第55条又は第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって、前号イ、ウ又はエに該当するもの（第5号又は第6号に該当する者を除く。）

（4）～（7）（略）

2 前項の規定にかかわらず、福祉医療費は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者。ただし、その保護を停止されている者を除く。

（2）（略）

（受給資格者証及び減額認定証の提示）

第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、社会保険関係各法の規定に基づく電子資格確認又は被保険者証等の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに受給資

をいう。

（支給対象者）

第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、渋川市に住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって当該規定の適用を受ける前に渋川市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。

（1）・（2）（略）

（3） 高齢者の医療の確保に関する法律

 の規定により医療給付を受ける者で
 _____、前号イ、ウ及びエに該当するもの _____

（4）～（7）（略）

2 前項の規定にかかわらず、福祉医療費は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 _____

（2）（略）

（受給資格者証及び減額認定証の提示）

第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証 _____

とともに受給資

格者証を提示しなければならない。ただし、第3条第1項第2号又は第3号に該当する支給対象者が、次条第3項第1号及び第2号の金額について福祉医療費の支給を受けようとする場合には、共に減額認定証を提示しなければならない（医療を受けようとするときに食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。）。

（福祉医療費の支給対象額）

第7条 福祉医療費として支給対象となる額は、第4条第1項の規定により市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が医療機関等に支払うべき一部負担金とする。_____

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる法令又は制度等により一部負担金の一部について給付されるときは、その給付される額の限度において、福祉医療費を支給しない。

- （1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援医療費の支給
- （2） 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による更生医療の給付
- （3） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による療育の給付、同

格者証を提示しなければならない。ただし、第3条第1項第2号又は第3号に該当する支給対象者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額の助成を受けるには、共に減額認定証を提示しなければならない_____

_____。

（福祉医療費の支給対象額）

第7条 福祉医療費として支給対象となる額は、第4条第1項の規定により市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が医療機関等に支払うべき一部負担金とする。ただし、次に掲げる法令又は制度等により一部負担金の全部又は一部について給付されるときは、その給付される額を控除した残りの額とする。

- （1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援医療費の支給
- （2） 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による更生医療の給付
- （3） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による療育の給付、同法による小児慢性特定疾病医療費の支給
- （4） 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付
- （5） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による医療の給付
- （6） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による医療の給付
- （7） 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給
- （8） その他の法令又は制度等による一部負担金に関する額の支給
- （9） 社会保険関係各法に規定する高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに付加給付

法による小児慢性特定疾病医療費の支給

(4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による医療の給付

(6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による医療の給付

(7) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給

(8) その他の法令又は制度等による一部負担金に関する額の支給

(9) 社会保険関係各法に規定する高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに付加給付

3. 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号又は第3号に該当する受給資格者が医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったとき（医療を受けようとするときに食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。）は、次に掲げる金額は支給しない。

(1) 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額

(2) 保険外併用療養費及び療養費の支給に当たり算定される費用の額のうち入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

（福祉医療費の支給の特例）

第9条 市長は、前条の規定による福祉医療費の支給が受けられない場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉医療費を受給資格者又は保護者等に支給することができる。この場合の福祉医療費の支給対象額は、第7条のとおりとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

（福祉医療費の返還）

第11条 支給を受けた福祉医療費の額が、第7条第2項及び第3項の規定により支給しない額の全部又は一部を控除せずに決定された場合には、当該福祉医療費の支給を受けた者は、控除されなかった額を市長に返還しなければならない。

（福祉医療費の支給の特例）

第9条 市長は、前条の規定による福祉医療が受けられない場合でも、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉医療費を受給資格者又は保護者等に支給することができる。ただし、第3条第1項第2号又は第3号に該当する支給対象者であって、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額を控除した額を支給する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

（福祉医療費の返還）

第11条 支給を受けた福祉医療費の額が、第7条ただし書の規定により控除するものとされた額の全部又は一部を控除せずに決定された場合には、当該福祉医療費の支給を受けた者は、控除されなかった額を市長に返還しなければならない。

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、渋川市に住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって当該規定の適用を受ける前に渋川市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 次のいずれかの障害を有する者（次号、第5号及び第6号に該当する者を除く。）</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。<u>以下「令」という。</u>）別表第3の一級の項に掲げる障害に該当する障害</p> <p style="padding-left: 20px;">イ～エ （略）</p> <p>（3）～（7） （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、福祉医療費は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） 前項第2号又は第3号に該当する者（以下「重度心身障害者等」という。）のうち、前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が令第7条に規定する額を超えるもの</u></p> <p><u>（4） 重度心身障害者等の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）の前年の所得が令第2条第2項に規定する額以上であるときの当該重度心身障害者等。ただし、当該扶養義務者等は、当該重度心身障害者等と同一の世帯に属する者に限る。</u></p> <p>3 <u>前項第3号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第12条第4項において</u></p>	<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、渋川市に住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって当該規定の適用を受ける前に渋川市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 次のいずれかの障害を有する者（次号、第5号及び第6号に該当する者を除く。）</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号_____）別表第3の一級の項に掲げる障害に該当する障害</p> <p style="padding-left: 20px;">イ～エ （略）</p> <p>（3）～（7） （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、福祉医療費は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>

読み替えて準用する令第5条の規定（総所得金額に係る部分を除く。）の例による。

4 第2項第4号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第5条の規定の例による。